

(3) 府独自規制に係る罰則の検討

① 改正健康増進法の規定

◆ 国資料を基に作成

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料(※2)
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△(※1)	○(命令に限る)	○(30万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	—	○(50万円以下)
施設等の管理権原者 (所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと) *を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者(管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと)にも義務が発生する。	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○(50万円以下)
	喫煙室の基準適合	○	○	○(50万円以下)
	施設要件の適合(喫煙目的施設に限る)	○	○	○(50万円以下)
	施設標識の掲示	○	—	○(50万円以下)
	施設標識の撤去	○	—	○(30万円以下)
	書類の保存(喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	—	○(20万円以下)
	立入検査への対応	—	—	○(20万円以下)
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
	広告・宣伝(喫煙専用室以外の喫煙室設置等に限る)*	○	—	—

(※1) 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。

(※2) 本法案における「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

② 東京都の規定(東京都受動喫煙防止条例)

義務違反者に対して、罰則(5万円以下の過料)を適用。

(3) 府独自規制に係る罰則の検討

② 府独自規制に係る罰則の検討のポイント

○ 罰則を設けるか否か

《メリット》

- ・府独自規制の実効性が上がる

《デメリット》

- ・規制に係る監視・監督体制の整備

○ 罰則の範囲

義務対象者	義務の内容(例)	法律(過料)	府条例
全ての者	喫煙禁止場所にお行ける喫煙禁止 など	○(30万円以下)	
施設等の管理権原者	喫煙器具・設備等の撤去等 など	○(50万円以下)	